

守監発第 7 号
令和3年8月11日

守谷市長 松丸修久様

守谷市監査委員 高瀬尚則 

守谷市監査委員 堤茂信 

令和2年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市
公共下水道事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により
審査に付された令和2年度における守谷市水道事業会計決算及び守谷市公共下
水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和2年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計 及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

令和3年7月19日から令和3年8月11日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書，決算報告書，財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては，決算書類が関係法令に準拠して作成され，かつ，企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため，会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか，必要に応じて関係職員から説明を聴取し，併せて，事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し，公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和2年度における守谷市公営企業会計の決算書類は，法令の定めに基づき調製されており，関係帳簿及び証拠書類と照合した結果，その内容は適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については，昨年度と比較して，給水人口が増加した一方で，給水収益は，新型コロナウイルス感染症対策による基本料金の6箇月間減免措置により減少した。また，新たな給水申請に伴う分担金収入が減少したことから，昨年度を下回る純利益となったが，供給単価が給水原価を上回り，事業運営に必要な資金は確保できており，良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については，安全安心な水道水を安定して供給するため，包括的民間委託による施設の運転管理と計画的な鉛製給水管及び老朽管の布設替工事を継続して実施している。

さらに，令和2年度から水道事業における設備及び資産情報の管理を一元化

するため、設備・資産管理システムを構築し、電子化による管理を開始した。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、下水道使用人口が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症対策による基本料金の6箇月間減免措置及び大口事業者の汚水排水量の減少により、下水道使用料は減少し、昨年度を下回る純利益となった。

しかし、使用料単価が汚水処理原価を上回り、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認められる。

事業費支出については、整備申請に基づく公共汚水柵の設置や汚水管布設のほか、都市計画道路坂町清水線の道路改良工事に合わせて汚水管の布設替工事を実施している。

さらに、令和2年度から下水道事業における設備及び資産情報の管理を一元化するため、設備・資産管理システムを構築し、電子化による管理を開始した。